

# 来年4月からスタート

幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から全国的に始まる予定です。これにより幼稚園や保育所などの教育・保育施設や、地域の子育て支援がさらに充実します。

## 増える教育・保育の場

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。新制度では次のようになり、教育や保育の場が増えます。

### 幼稚園(3～5歳)

小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行います。通常の教育時間後や、長期休業期間中も預かる「預かり保育」が充実し、保護者が就労している場合でも利用しやすくなります。

### 保育所(0～5歳)

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育します。認定こども園(0～5歳)

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ、教育と保育を一体的に行います。

### 地域型保育(0～2歳)

少人数の単位で、子どもを預かる事業。次の4つに分かれます。

- ・家庭的保育(保育ママ)：定員5人以下の家庭的な雰囲気です。
- ・きめ細かな保育を行います。
- ・小規模保育：定員6～19人の家庭的保育に近い雰囲気です。
- ・きめ細かな保育を行います。
- ・事業所内保育：会社の事業所の保育施設などで、従業員の子ども

も地域の子どもと一緒に保育します。

・居宅訪問型保育：障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

また、家庭で子育てをしている保護者も利用できる保育施設での「一時預かり」や、親子で遊んだり子育ての相談をしたりできる「地域子育て支援」などの充実も図ります。

## 利用は3つの認定区分で

幼稚園や保育所などの教育・保育施設を利用する場合は、まず市から認定を受ける必要があります。認定されると、3つの認定区分に応じて幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育を利用することができます。

### 1号認定(教育標準時間認定)

対象 満3歳以上で、教育を希望する子ども

### 利用先 幼稚園・認定こども園

2号認定(満3歳以上・保育認定) 対象 満3歳以上で、保護者の労働や疾病などにより、保育を必要とする子ども

### 利用先 保育所・認定こども園

3号認定(満3歳未満・保育認定) 対象 満3歳未満で、保護者の労働

働や疾病などにより、保育を必要とする子ども

利用先 保育所・認定こども園・地域型保育

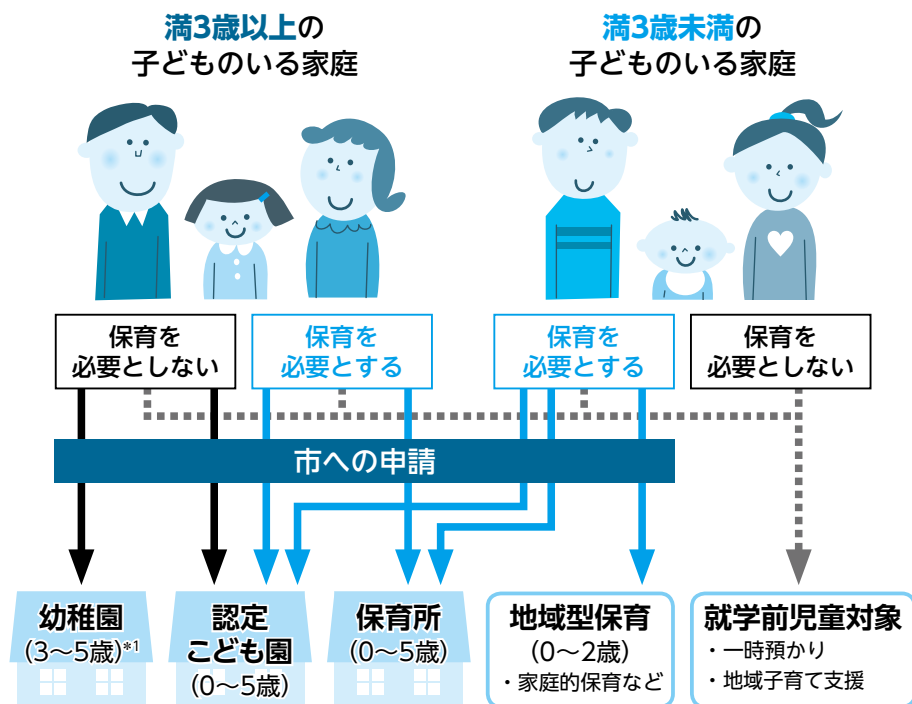
手続については、これまでどおりありません。

時期や流れが大きく異なることはありません。

お知らせします。子ども・子育て支援新制度の詳細は内閣府ホームページ(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>)に掲載されています。

※くわしくは、幼稚園・保育園については保育課(☎20・1607)、子育て支援全般については子育て支援課(☎20・1538)へ。

## 新制度での子育てサービスの提供イメージ



\*1 現行通り市への申請が不要なものもあります